



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年12月12日金曜日 第2024号

◇ 目次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	1304
医師の指定.....	1304
指定自立支援医療機関の指定.....	1304
地籍調査の成果の認証.....	1305
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(3件).....	1305
建設業者の許可の取消し.....	1305
道路の供用開始(県道松山川内線).....	1305

道路の供用開始(一般国道379号).....	1306
道路の供用開始(県道大洲野村線).....	1306
道路の区域変更(県道大洲保内線).....	1306
道路の供用開始(").....	1306
道路の区域変更(県道大洲野村線).....	1307

監査公表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....	1307
------------------------	------

告 示

○愛媛県告示第1716号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
平成20年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
れんげ堂薬局丹原店	西条市丹原町願連寺276-1	有限会社れんげ堂	精神通院医療(薬局)	平成20年12月1日

○愛媛県告示第1717号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。
平成20年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	表原慶典	東温市志津川	平成20年12月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	市立吉田病院	沖 良 隆	宇和島市吉田町北小路甲217	"
視 覚 障 害	眼 科	西条中央病院	砂金玲子	西条市朔日市804	"
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	内 科	医療法人青峰会子ヨダクリニック	森岡弘恵	八幡浜市川通り1455番地22	"
肢 体 不 自 由	内科・麻酔科・リハビリテーション科	伊予病院	安藤 泰	伊予市八倉906-5	"

○愛媛県告示第1718号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
平成20年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
れんげ堂薬局丹原店	西条市丹原町願連寺276-1	有限会社れんげ堂		平成20年12月1日

○愛媛県告示第1719号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
松山市	東石井地区 北井門地区	平成18年度から 平成20年度まで	松山市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成20年12月12日

○愛媛県告示第1720号

四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中洲地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年12月12日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中洲地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市三島土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成20年12月15日から21年1月20日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所本庁

○愛媛県告示第1721号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改

○愛媛県告示第1723号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-17)第5272号	平成17年6月8日	(有)浮田建設	浮田 満恵	上浮穴郡久万高原町久万107	平成20年11月5日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・藪の本地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年12月12日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・藪の本地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成20年12月15日から21年1月20日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居支所

○愛媛県告示第1722号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中井手地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年12月12日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中井手地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成20年12月15日から21年1月20日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居支所

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市北梅本町甲587番2	平成20年12月12日
"	"	松山市北梅本町甲572番18地先から 同町甲572番19まで	"

○愛媛県告示第1725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東2583番4から 同町大瀬東2585番まで	平成20年12月12日

○愛媛県告示第1726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町菅田字下畑乙740番1から 同市菅田町菅田字宮ノ下乙726番11まで	平成20年12月12日

○愛媛県告示第1727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地乙2035番6から 同市平野町平地713番6まで	旧	メートル 4.0～12.4	キロメートル 0.087	
			新	4.0～19.0	0.082	

○愛媛県告示第1728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地乙2035番6から 同市平野町平地713番6まで	平成20年12月12日

○愛媛県告示第1729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成20年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町菅田字下畑乙740番1	旧	メートル 5.3～5.5	キロメートル 0.008	
			新	11.1～11.4	0.008	

監 査 公 表

○公表第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成20年12月12日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
同 白 石 友 一
同 田 中 多 佳 子
同 明 比 昭 治

選定した特定の事件	愛媛県の執行した補助金等について	
監査の結果に関する報告提出年月日	平成20年3月24日	
監 査 対 象 機 関	議会事務局総務課	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	
<p>政務調査費 現在の「愛媛県政務調査費の交付に関する条例」第8条において会派は、議長が定める使途基準に従い、政務調査費を適正に使用しなければならない。とあり、又第11条において、知事は会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において第8条に規定する使途基準に従って支出した政務調査費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額の政務調査費の返還を命ずることができる。とあることから県は政務調査費がその使途基準に従い適正に使用されたかどうかを検証し、残余がある場合はその返還命令を行う必要があるが、収支報告書を受けこれを確認するにとどめ、その実質的検証を行っていない。</p> <p>過去5年間の上記の交付状況をみても、残余を返還してきている会派は2つあり、又そのうち1会派は毎年返還額があることから、検証の必要性は高いと思われる。収支報告書に領収書添付がない現在の状態においても、各会派で保管している請求書、領収書その他証拠書類との照合等の実証手続、その他検証手続を行うべきである。</p>	<p>県議会では、平成19年度1年間にわたり、議長の諮問機関である議会運営等協議会において、政務調査費の使途の透明性を図るため、改善方策について検討を重ねてきた。</p> <p>その結果、平成20年度から政務調査費を従来の会派交付に代えて議員交付としたところであるが、これに合わせて、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収支報告書の内容をより詳細なものとする ② 使途基準をさらに明確なものとするため、使途の具体例を示した事務処理マニュアルを作成すること ③ 経費の支出をより透明性の高いものとするため、1件1万円以上の支出について領収書を添付し、収支報告書とともに閲覧に供することなどを決定したところであり、今後とも政務調査費の適正な執行に努めたいと考えている。 	